

「久留米市基幹系 Web データベースにおけるアカウント追加  
および保守業務委託」に関する条件付一般競争入札実施要領

久 留 米 市

久留米市は、「久留米市基幹系Webデータベースにおけるアカウント追加および保守業務委託」について、以下のとおり条件付一般競争入札を行う。

## 1. 入札に付する事項

### (1) 業務名

久留米市基幹系 Web データベースにおけるアカウント追加および保守業務委託

### (2) 業務内容

仕様書のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 12 年 12 月 31 日まで。

ただし、環境構築は令和 7 年 6 月 1 日までに完了すること。

### (4) 業務場所

本市の指定する場所

### (5) 予算額

見積額の上限は以下のとおりとする。

予定価格 5,945,940 円 (税込)

入札書比較価格 5,405,400 円 (税抜)

なお、各項目における予算限度額は次のとおりである。

項目	上限額 (税込)	備考
初期構築費用	165,000 円	令和 7 年 6 月 1 日までに完了すること。
ライセンス購入費用	4,347,200 円	
ライセンス保守費用 (年額)	1,433,740 円	業務期間中株式会社ジャストシステムの「Unitbase オンラインサービス」を利用する想定。

## 2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格申請提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 平成 26 年度以降に本業務と類似する業務に対して国、県（公団等を含む）または地方自治体（人口 20 万人以上の自治体）間で受注実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (5) 福岡県内の参加申込者の場合は所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。  
ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料  
イ アを除く福岡県内 県税
- (6) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

### 3. 契約条項を示す場所

久留米市 総務部 情報政策課（市庁舎 5 階。福岡県久留米市城南町 15-3）

### 4. 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、(a)オ、カは参加申込期限から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。また、久留米市競争入札参加資格名簿の登録者の場合、(a)オ、カ、キ、ケは提出不要とする。さらに、開札に立ち会う意思がある場合はコを提出するものとする。

#### (a)参加意向申請書等の提出書類

ア	参加申込書（様式第 2 号）	1 部
イ	会社概要書（様式第 3 号）	1 部
ウ	参加資格調書（様式第 4 号）	1 部
エ	業務実績調書（様式第 5 号）	1 部
オ	登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1 部
カ	納税（滞納なし）証明書（国税、都道府県税、市町村税）	1 部
キ	役員等調書及び照会承諾書（様式第 6 号）	1 部
ク	委任状（様式第 7 号）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合提出）	1 部
ケ	誓約書（様式第 8 号）	1 部
コ	入札参加資格確認申請書（様式第 11 号）（開札に立ち会う場合提出）	1 部

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分		税区分		法人	個人
			税目		
市内	県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	市外かつ 県内	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
		久留米市税	法人市民税、 市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—	

(例 1 : 市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例 2 : 県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

#### (2) 提出期限及び注意事項

令和 7 年 4 月 21 日（月）12 時 00 分必着（期限厳守）

- ① 電話にて事務局（総務部情報政策課）へ連絡し持参する、又は郵送（「一般書留」又は「簡易書留」）にて提出すること。
- ② なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。
- ③ 封筒の表面に『久留米市基幹系 Web データベースにおけるアカウント追加および保守業務委託』入札参加資格確認申請書在中」と赤字で記載すること。
- ④ 期限までに提出がなかった場合は、「久留米市基幹系 Web データベースにおけるアカウン

ト追加および保守業務委託」に関する条件付一般競争入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は書類の受付は行わない。

(3) 提出先（宛先）

「13. 問い合わせ先」を参照

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認の申請をした者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無をメールにて連絡、通知する。

なお、入札保証金の納付が必要とされた者については、6. 入札保証金を確認し、入札時に必要書類を添付すること。

通知時期：令和7年5月7日（水）通知予定

※通知時期を過ぎても登録したメールアドレスに通知が届かない場合は、「13. 問い合わせ先」へお問い合わせください。

※通知メールの受付番号が申請時に通知された受付番号と一致するかご確認ください。

(5) 経費及び遵守すべき事項

- ① 提出資料作成並びに申請に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- ② 申請内容・提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ③ 提出資料は返却しない。
- ④ 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。
- ⑤ 申請内容・提出資料の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。
- ⑥ 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

## 5. 入札方法

条件付き一般競争入札。郵便入札により行う。入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により、入札に参加すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに申請がなかった者は、入札に参加できない。）

(1) 提出書類（※久留米市ホームページよりダウンロードすること。）

- ① 入札書（様式第10号）
- ② 入札保証金の納付等が確認できるもの（領収書、保証書等）（入札参加確認通知で免除とされた者は不要）
- ③ 価格内訳書（様式第12号）

(2) 提出期限

令和7年5月14日（水）12時00分必着（期限厳守）

(3) 提出先（宛先）

久留米市 総務部 情報政策課 宛

(4) 郵送方法

- ① 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。持参不可。
- ② 封筒表面に、『久留米市基幹系 Web データベースにおけるアカウント追加および保守業務委託』入札書在中」と記載すること。
- ③ 封筒裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。  
また、封緘（封の糊付け）、封筒の継ぎ目に押印すること。  
なお、縦書き・横書きどちらでも有効とする。
- ④ 郵便入札以外の受理及び締め切り後の入札書の受理は、一切認めない。

(5) 入札に関する注意事項

- ・記載金額をもって入札額とし、落札業者を決定する。
- ・消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している金額の11

0分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約にあたっては、入札書に記載された金額に、その100分の10に相当する金額を加算した額（1円未満切捨て）をもって、契約金額とする。

- ・それぞれの上限額を超えないこと。

(6) 入札辞退

入札辞退は自由とする。ただし、必ず事前に事務局へ連絡すること。

(7) 応札が1者であった場合においても、その入札は有効とする。

## 6. 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に100分の5を乗じた金額以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

## 7. 開札

(1) 日時

令和7年5月16日（金）11時00分

(2) 場所

久留米市役所本庁 5階 情報政策課内会議室

(3) 立会

入札者のうち、立会い希望者を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

入札書比較価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、令和7年5月19日（月）を目安に、入札に参加した者へメールにて連絡を行い（入札に立ち会った者を除く）、後日書面にて通知する。

## 8. 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10を乗じた金額以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

## 9. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が入札書比較価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

## 10. その他入札に関し必要な事項

(1) 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

(URL <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/index.html>)

ページ名:「久留米市基幹系 Web データベースにおけるアカウント追加および保守業務委託」に関する条件付一般競争入札の実施について

(2) 仕様書の内容に関する質問の受付期間、質問方法及び回答方法

① 受付期間

公告の日から令和7年4月8日(火)12時00分まで

② 質問方法

ホームページよりダウンロードした「質問書」(様式第1号)を、電子メールに添付して、「13. 問い合わせ先」にあるメールアドレスあてに送信し、事務局へ電話にてメール受信を確認すること。なお、電話による質問は受け付けない。また、受付期間以降の質問は一切受け付けない。

件名:【会社名】「久留米市基幹系 Web データベースにおけるアカウント追加および保守業務委託質問書」

③ 回答方法

令和7年4月14日(月)までに、質問書(様式第1号)に記載したメールアドレス宛にメールで回答する。なお、質問の回答は本要綱等の追加または修正とみなす。また、必要に応じて市ホームページにて公開する。

1.1. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

1.2. 全体スケジュール(予定)

令和7年4月1日(火)	公告
令和7年4月8日(火)	質問書の提出期限
令和7年4月14日(月)	質問書に対する回答
令和7年4月21日(月)	入札参加資格確認申請の締め切り
令和7年5月7日(水)	入札参加資格者の確認通知(電子メール)
令和7年5月14日(水)	入札書の提出締め切り
令和7年5月16日(金)	入札(開札)の実施、本業務履行业者の決定
令和7年5月23日(金)	契約締結
令和7年5月31日(土)	業務開始(環境移行作業)

1.3. 問い合わせ先(事務局)

【本入札及び業務全般に関すること】

久留米市 総務部 情報政策課(市庁舎5階。福岡県久留米市城南町15-3)

担当: 中山

〒830-8520

福岡県久留米市城南町15番地3

電話: 0942-30-9060

F A X : 0942-30-9708

E-mail : [jimukan@city.kurume.lg.jp](mailto:jimukan@city.kurume.lg.jp)